

令和５年第２回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和５年３月１０日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	１番 小菅 康子	２番 田中 陽介
	３番 山本 剛	４番 石川 恵美
	５番 村田 弘行	６番 木下 伸一
	７番 津村 俊二	８番 益川 教智
	９番 東郷 克己	１０番 山崎 敦志
	１１番 服部 嘉雄	１２番 奥山文市郎
	１３番 山崎 有子	１４番 橋 俊明
	１５番 岩井智恵子	１６番 鈴木 市朗
	１７番 稲垣 誠亮	１８番 荒川 泰宏

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	栢木 進	副 市 長	佐野 博之
教 育 長	西村 健	政策調整部長	赤坂 悦男
総 務 部 長	川端 美香	市 民 部 長	長尾 健治
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾
健康福祉部政策監 (病院整備担当)	布施 篤志	市立野洲病院事務部長	武内 了恵
都市建設部長	三上 忠宏	環境経済部長	吉川 武克
教 育 部 長	馬野 明	政策調整部次長	小池 秀明
総 務 部 次 長	井狩 勝	広報秘書課長	江口 智紀
総 務 課 長	山本 定亮		

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	遠藤 総一郎	事 務 局 次 長	辻 昭典
書 記	辻 義幸	書 記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

開議

午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

○議長（荒川泰宏君）（午前 9 時 0 0 分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 18 人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

(日程第 1)

○議長（荒川泰宏君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、第 3 番、山本剛議員、第 4 番、石川恵美議員を指名いたします。

(日程第 2)

○議長（荒川泰宏君） 日程第 2、昨日に引き続き一般質問を行います。

発言順位は、昨日に引き続き、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

なお、質問に当たっては簡潔明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第 10 号、第 15 番、岩井智恵子議員。

○15 番（岩井智恵子君） 第 15 番、新誠会、岩井智恵子でございます。一般質問に入りますまでに一言申し上げます。一昨日の益川議員の一般質問に対しまして、執行部は、諸般の事情により答弁を差し控えると何度か回答されました。このようなことは大変なことでございます。今後のためにもこのような答弁がされることのないように、私ども会派一

同全員で、昨日、市長に対しまして要望書を提出させていただきましたので、お断りをしておきます。

では、質問に入らせていただきますが、今日は４日目ということで、最終日ということで、重なる質問もあるかと思いますがご了承いただきたいと思います。では、２項目について質問をいたします。

まず、１項目めは、去る１月１３日に開催されました野洲市民病院整備に関わる守山・野洲医師会と野洲市の意見交換会の結果及び今後の課題についてです。私は、市民の方に、病院はどうなっているの、もう体育館前に決定したのなどよく聞かれます。そのたび返答に困ってしまいます。それは、守山・野洲医師会との意見の隔たりや、課題含みの中、自分自身で疑念を払拭できないからであります。市長や執行部からは、市広報あるいはイベントの会場で、機関決定をいただいている、令和８年に開院と強調されていますが、本当に大丈夫でしょうか。

そこで１問目、布施健康福祉部政策監にお伺いいたします。問１、令和５年第２回定例会には、野洲市民病院整備に関わる調査費用や準備工事費用など計上されています。その調査結果によっては、総事業費が大きく乖離することも十分に考えられます。総事業の上限の想定をお伺いいたします。ちなみに参考に、近隣の市で、同時期に、ある市の市庁舎建設費４５億円でしたけれども、今月、ちょうど今月なんです、３月当初予算では、２２億円アップの６７億円と聞き及んでおります。では、よろしくお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、岩井議員の１点目のご質問にお答えをさせていただきます。

現時点における総事業費につきましては、基本計画書でお示しした時点から、建設工事費の高騰の状況を踏まえた額で債務負担行為限度額を予算案として提案いたしており、その内訳につきましては、３月１日の特別委員会において資料とともにご説明を申し上げましたとおりでございます。

基本設計デザインビルド方式による一括発注によります事業費の内容につきましては、整備工事費、工事管理費、基本設計費、実施設計費であります、債務負担行為限度額の範囲内で入札執行し、契約後における物価上昇等による事業費の変更につきましては、物価スライド条項による協議において、適切に対応していくこととなります。その変更額をどの程度見込むか、予測することは現時点においてはできませんけれども、今後の変更の際し

ましては、病院事業会計の見通しや、一般会計の繰り出し見込みをその都度確認していくことは当然のことであるというふうに認識をいたしております。

以上お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○15番（岩井智恵子君） 債務負担限度額97億5,200万ということをおいて、あと物価スライド方式によって変更ありという答えでございましたけれども、再質問をいたします。

過日、担当課にお聞きいたしますと、野洲市民病院の事業費は、物価高騰などからある程度その分を見込んでいると、大きな乖離にはならないと言われました。そもそもそのような予算の立て方は通用するのでしょうか。このような政情を鑑み、理解はできなくありませんが、何億ほど上乗せされているのか、このあたりでもやはりちょっと解せない気が、スライド方式でさらにまた積んでいかれるということも、こんな状況ですので、ないことはないんですが、ここに見込みを含んでいるという意味において、これはどういうことなんでしょうか。私らちょっと専門的ではないので、よろしくお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 岩井議員のご質問についてお答えをさせていただきます。再質問でございますけれども。

先般の特別委員会のほうで、資料とともにご説明を申し上げました。上限額の設定の図解もともにご説明をさせていただいたところでございますけれども、今般の債務負担行為の限度額97億5,200万円のそれぞれの内訳におきまして、価格の上昇を見込んでおりますのが整備工事費と工事管理費についてでございます。特にこの2点につきましては、基本計画書を策定いたしましたのが、昨年10月の時点でございますので、その時点におきましては、もう既に一昨年の状況から8%から9%の上昇が見込まれるというような時点でございましたので、それを見通す中で、今般、9%増という形で、整備工事費、工事管理費のほうを見込みをさせていただきました。

さらに、当該見込額につきましては契約想定額でございましたので、入札を執行するという前提のもとに、落札率を90%相当を割戻しまして、債務負担行為の限度額、整備工事費につきましては92億3,700万円、工事監理費につきましては9,300万円、この額を計上させていただいたというふうな経過でございます。

また、世界的な状況を見ながらですけれども、物価が上昇しておるというような状況は

変わらない状況でございますし、今後もその部分は見込んでいく必要があるということでございますけれども、現時点において、入札時点の想定を9%で見込んでおりますので、入札の可能性につきましては、十分その範囲内で対応できるというふうに認識をしておりますけれども、先ほど答弁申し上げましたとおり、その先の見通しという部分につきましては、不透明要素が非常に大きいという中で、従来からございます物価スライドの条項を契約書内の中で規定をしていくというのが、従来からの方式でございますので、それを見込んだ中で対応してまいりたいというふうな1回目の答弁をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○15番（岩井智恵子君） 内容はよく分かりました。ただ、こういったものをあまり膨らますいうのか、見込額を入れ込んでしまうと、何か気が大きくなるわけじゃないですけども、手を挙げる業者のほうも誤解が生じたり、やっぱりきっちりとしていただいた中で、こういう状況ですから、上がるものを上がるとして捉えていかなければならないと私は思っております。

では、2問目に行きます。野洲市民病院整備は、野洲市にとって、開院以降も事業展開が大いに関わってくる大事業であります。肝腎な地質調査もこれからであり、結果の公表はもっと先になる。基本構想、基本計画書には概算事業費93億6,000万円と示されていますが、物価高騰の折も重なり、課題含みの事業費ですが、この事業費、明らかにしていただいてから、私はあくまで再度採決をするぐらいの慎重さが欲しい。これはもうそんなん、何か、もう採決もなく通るようなことを、この前言われたように思うんですけれども、そうではなくて、やっぱり100億前後のお金が動きます。これからの野洲市の将来が大きく関わってくるので、ここは丁寧な説明なり、採決というような形にならなくても何とか、こういうあたりできちとした見極めをしていただきたいと、私は思っております。

それから、特に地盤の問題、地盤が問題視され、総合体育館の以前の改修工事、これはこの前にも私一般質問で言いました。既に地盤沈下や水道の破裂など、伝わってきています。今度はそれ以上に6階の高さ分の重量がかかってまいります。そして、液状化がここにあります。また、一方、市立野洲病院の耐震補強のための予算がこのたび可決、工事に着手されます。急ぐばかりが能ではない。医師会の先生方の中にも同じようなご意見がありました。将来に禍根を残さないためにも、数か月の差くらいなら総事業費の見極めをしか

りとし、優先すべきでないかと思いますが、こういった意見は、私の後退的な、どうにもならない意見でしょうか。布施健康福祉部政策監にお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 岩井議員の２点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

事業予定地の地盤につきましては、過去の地質調査結果から、地盤の支持層となり得ることを確認いたしております。既に見極めをしておるというものでございます。また、杭施工の深度でありますとか、液状化対策の費用につきましても想定をいたしまして、事業費に既に計上いたしておるものでございます。

なお、今回、準備事業として実施をいたします地質調査につきましては、基本設計に際しまして、より詳細なデータを示すために行うものであり、その結果につきましては、建設事業費に係る債務負担行為限度額の予算案を採決いただくための根拠となるものではございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○１５番（岩井智恵子君） 今、手厳しく、採決をさせていただくものではないと言われましたけれども、今も言いましたように、１００億円、これは本当に大きな事業であります。そしてこれが経営的にうまくいけばいいですけれども、今後こういうこともまだ分からない状態ですので、慎重を期してほしい、一旦とどまってほしいというようなことを私は繰り返し言っているわけでございます。

では、問３に行きます。さて、守山・野洲医師会、後は守山・野洲抜いて医師会と言いますけれども、この意見交換会を経て、医師会と協議の結果と今後についての考え方を一読いたしますと、市長、執行部の歩み寄る姿勢の乏しさに問題があると思いました。

市長は、医師会に対し、Ｂブロックに決定する旨を固く約束し、一昨年、市議会選挙があったときに、この体制が変わったということで熟考に入られました。そして、４か月程度の熟考期間を解き、場所を一方的に、総合体育館、旧温水プール跡地に決定されました。野洲市民病院整備事業を推し進めてこられた経緯があります。私はこのあたりから、駅前の利便性や収支を重んじる医師会と、駅前から遠ざけたい市長、執行部の主張がかみ合わないまま今日に至っていると思います。

しかし、今後においても、医師会との関係性がスムーズに保たれることは必須でありま

す。おわびや丁寧な説明では回避できるものではなく、今後の対応をどう据えておられるのか。医師会に対し、譲歩すべきはあるはずです。そのところ、市長は、あとのタブレットのほうにいろいろ書かれてはおりますけれども、完成してからこれを見て、医師会に伝えていくというようなことを言っておられますけれども、やはり譲歩すべき事はきちっとしていかなければ、本当にこれはどうなるのか不安であります。

そのところを市長にお伺いします。

○市長（栢木 進君） 議長、反問権を行使いたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

暫時休憩いたします。

（午前 9 時 1 6 分 休憩）

（午前 9 時 2 0 分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、市長より反問の申出がありましたので、反問を許可します。なお、反問は質問議員 1 人につき 2 回までとなっております。

栢木市長。

○市長（栢木 進君） 岩井議員、反問させていただきます。より詳細な答弁をさせていただくためにも、質問の趣旨が分かりにくい点がございますので、反問させていただきたいと思います。

岩井議員は先ほどの質問の説明の中で、医師会に対し譲歩すべき点はあるはずだとおっしゃいました。岩井議員があると考えておられる譲歩すべき内容についてです。その一例でも結構ですので、ご教示いただければ、答弁を参考にさせていただくことができるかなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○15 番（岩井智恵子君） 私の申し上げたいのは、要するに、先に出されている文書を一読いたしますと、市長は先ほども言いましたように、きちっともう病院建設をすればそれが答えになるような、もう今、何回も会議をしてもあまり進展がないような言い方に、私は読み取れました、あの文章でね。それで、今、医師会の先生は意地で言っておられるわけではないんです。これからの病院経営、それから集客ということないですけど、患者さんを本当にたくさん増やしていかないかん、返済もある、これからのことを見極めて、本当に心から言っておられるのが通じてくるんです。その中で市長があのようなことを言って

おられますけれども、それだけでは解決しないよと。最後に、膝を突き合わせて今後もやっていきたいというようなことも書かれていますよね。それだけのお気持ちがあるのなら、全部完成してからではなくて、本当に耳を傾けなければならないことがあるのではないかとということでございます。そういうことを本当に思っているのか、耳を。おかしいですか。

（「お考えをおっしゃってるんですかね」の声あり）

○15番（岩井智恵子君） 私のほうが、じゃあ、分かりません。そういう、何が私が今言っている説明が分からないのか。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○15番（岩井智恵子君） はい。

○議長（荒川泰宏君） 市長の反問は、先ほど言われた、譲歩をすべき内容は何かと。

○15番（岩井智恵子君） ですから、譲歩すべき内容というのは、今言いましたように、やはり耳をもっと傾けて、話をすべきだという。本当の意味を通じ合う。もっと医師会と疎通をするということ。今のままでは疎通は難しいと私は思っていますし、本当に地に根差して患者さんと接しておられる、経営をしてこられている医師会の先生方のそれを無視していくという形にしか見えません。今のはもう強引にただ進めていくとしか私には取れないので、もっと医師会の先生方の話合いという、話合いで済むのかどうか、もっと方法はないですかという、歩み寄りの方法は市長としてないですかということを申し上げて、聞きたいんです。分からないかな。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午前9時23分 休憩）

（午前9時28分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（栢木 進君） ただいま反問させていただきました岩井議員からの回答が得られなかったので、回答をさせていただきます。今後の医師会への対応について市長の考えを問うということに関しまして、回答させていただきます。

去る1月13日の守山・野洲医師会との意見交換の場において、医師会からは、新病院整備の場所を野洲駅南口の市有地とすることが求められました。医師会と私の意見の相違点は、新病院の整備場所のみと言っても過言ではないと思います。今後についての考え方

は、２月２０日の全員協議会でお示ししたとおり、本整備計画を瑕疵なくスムーズに推進し、事業達成の確度を高め、計画地の優位性を早期にお示ししていくことが最も有効で確実な手だてであると認識しております。

また、引き続き、地域医療のため、医師会のご理解とご協力を得ることは重要であると考えており、今後も、新しい情報や進捗がある場合には、丁寧に説明し、意見交換をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○１５番（岩井智恵子君） タブレットのほうに書かれているような内容を今お読みいただいたわけですが、それが、市長の本意ということで受け取りはしておりますけれども、そこを何とか医師会と、やっぱり医師会の先生とスムーズにいていただくということが大前提でありますので、そこを工夫して、執行部のほうでも工夫をして歩み寄る。もう本当にスタートの時点では、本当に医師会の先生方ともスムーズなスタートを切っていただかないと混迷する。迷惑のかかるのは市民の皆さんです。そこをちょっとよく理解をさせていただいて、私の説明が至らないのかもしれませんが、それ以上の回答を引き出すことができなかったのは、私も残念でなりません。

その次に、ではいきます。今の中で、意見書の議事録に目を通しますと、市長もご承知のように、医師会の先生方が一例として、課題の多い温水プール跡地より駅前だからこその今後の病院経営と利便性、確かなのを先ほども言いましたから、患者が見込める、医師、看護師の確保、比較的早くに建設に着手できるなど、駅前を望む声が圧倒的に多かった。これは理事の先生が１４名参加される中で、１２名の方が圧倒的に駅前でした。やはり病院経営を長きにわたってされている先生の声を尊重すべきところがあるのではないかと、一途にもう可決しているんだからそのまま進めばいいという意見を言われていますけれども、私はそこをひとつ含んでほしいと先ほどから言っているんですが、そういう意味合いでございます。

ですから、じゃあ、４番目に行きますね。このことについて市長はどういうふうにお考えでしょうか。今も言いましたように、もう譲れないと。今の温水プール跡、ここに、もう以上に何を言われても譲れないという一徹にされていることはよく分かるんですけど、今のこの医師会の先生方の結果、見ておきますと、やはり１４名中１２名がまだ理解をされてない、こういう形の中で、先ほどの答弁でされている内容だけで済むのかどうか。この

あたりのことは、一緒におられたんですから、会議に出ておられたんですから、そこらは、市長、正直どういうふうに感じておられますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） もちろんその会議の場所にいさせていただいて、お聞きした上で判断してお話をさせていただいております。ほぼ、4、5人、うち4、5人の先生方が場所についていろいろなご意見を言っておられます。お名前は差し控えたいんですけども、総合病院とかそういう大きい病院のところから来ておられる先生方もおられます。そういう先生方からのご意見もまた違った意見が、伺い知ることができました。だから、全ての方が、今の場所、提案させていただいている体育館東側市有地、温水プール跡地ですね、が悪いということを言っておられないというのも事実でございますし、場所は市が決めるものだ。あと、建った後、建った後、その地域医療に関して、病院とその専門性を持って、医師会がどのような地域医療を進めていくかというお話を進めるべきではないかというご意見もあったのも事実でございますので、そういうことを踏まえた上で、私は、場所については、総合体育館横で整備させていただきたいということをずっとお願いをしているわけでございます。

以上答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○15番（岩井智恵子君） 私もしつこく言いすぎている面もあると思いますが、変わらないということは理解はできます。

問4になります。また、引き続き先ほどのタブレットで言われたところですが、市議会や市民にお認めをいただいたものであり、その決定を執行部が変更することはできないところだと、医師会の意見に対して、お認めをいただいたのは、市議会や市民であるということをおっしゃっておられます。ですから、もうどうにもならない、引き返すことはできないという意味に私は取っておるんですけども、その考え方は、市議会や市民に対して全くの責任転嫁であります。とは申しまして、私も議員として、議会の採決の結果は重く、たとえ1人差であっても賛成多数で可決となった議案が決定であり、可決後にとにかく言えないことも承知していますが、責任転嫁はやめていただきたいと思います。考えによってはこの計画を提案し、牽引してきたのは市長、執行部であります。医師会との意見がかみ合わないといって、医師会に対しての返答は言い訳にすぎない。要するに市議会や市民がお認めになったのであって、自分たちはもうどうもできないというような言い方

は言い訳にすぎん。すなわち今後、病院整備事業のかじを切る事態が起きても、あくまで市議会や市民が決定されたこと、私はそもそも提案をただけですと、責任逃れされてしまうのではないかという不安があるんですけれども、その意味について、布施健康福祉部政策監にお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 布施健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 私が答えるのは少し僭越な感じでございますけれども、岩井議員からのご質問でございますので、お答えをさせていただきますと思います。

4点目のご質問にお答えをさせていただきます。市長は責任転嫁をされたものではなく、計画から事業化に至る準備事業の予算を議決いただいたことを示されたものでありますので、市議会においてお認めいただいた予算を速やかに執行し、総合体育館東側市有地において、整備計画を着実に進めていくといった意味であるというふうに、市長、執行部として認識をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○15番（岩井智恵子君） それでは、ちょっと待ってください。そうはおっしゃいまして、市長、執行部はやっぱり牽引をされていることはずっと思っていたきたいし、市議会や市民が決めたことだからということでの言い逃れ、最終的なそう、言い逃れがないようにだけはしていただきたいと思います。

では、再質、2番目に移ります。前川病院事業管理者は、意見交換会の席上、駅前の利便性について、あ、今日、おられないのか。そしたら市長に答えていただきたいと思います。駅前の利便性について、ご自身のJR利用の立場から、駅前の利便性を説かれ、一方、ご自身の管理者の立場から、私の立場は病院を建てる場所を決める責任者ではないのであり、決められた場所で運営しなさいという責任ですから、表現はよくないですが、市長あるいは市議会がその責任を取るべきであり、私は与えられた環境で最善を尽くすというのが立場であると発言されておられます。病院を建てる場所についての責任はない発言は、ちょっと私はどうかと思います。前回の一般質問で私は市長に対して、この管理者のお仕事のことを聞きましたときには、管理者は病院の経営管理に関する業務に加え、新病院整備に関する業務を開設者である市長、執行部とともに担っていただいておりますと答弁をされています。このことから言いますと、市長、管理者との思いとがちょっとずれていると思うんですが、これは、私がずれているんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 管理者が言われたことですので、真意は分かりませんが、岩井議員の解釈の違いかなというふうに思います。病院事業管理者というのは、言わば病院の経営に関して、運営に関して、経営に関して責任を持って計画立案していただいているのが主としたものであります。病院整備、特に場所については、市執行部が場所を決めて、この場所で市のいろんな、いろんな状態がありますよね、財政の状況もありますし、いろんな状況を踏まえて、今のこの体育館東側市有地で整備するということで進めているわけなんですよね。その管理者である病院管理者である前川先生は、それを受けて整備するというのは、例えば、場所だけではなくて、この場所で病院を建てて運営がしていけるかいけないかも含めて、管理者がやっぱりそこは手腕を発揮していただく、そういう意味なんですよね。だから場所はここにしましたから、これでいいですよ。ここで経営してくださいというだけじゃなくて、最初からこの場所についてもここでやりたいということで、一緒に入って。だから、前川先生がこの場所がよいとか悪いとかいう判断ではなくして、この場所で運営して成り立っていくかいかないかの判断をしていただいているということなんですよね。分かっていますか。そういう違いはあると思うんですけど、先生の発言一つひとつにつきましては、私は代弁することはできないので、先生のおもんぱかって申し上げるなら、そういう意味ではないかなというふうに推察いたします。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○15番（岩井智恵子君） 細かいこと言って申し訳ないんですけども、これは管理者として、皆さんを牽引している1人、重要なポストにおられる管理者としてやっぱり市長とそこが合っていないように私は思うので、管理者もその場所だけの責任を負うわけではないけれども、やっぱり市長、執行部と共に、その責任を担っていく1人であるならば、市長と議員だけの責任だと、ここで言われている意味が合わない。これはやはりまた話し合ってもきちっと区分けだけはしていただかないと、私たちに対しても、市民に対しても失礼じゃないかなと思います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 市長と市議会の責任と言われたか、言われてないかというのは私ちょっとお聞きしてないので、その意味が分からないんですけども、ここ議場、本会議ということもありますので、前川先生の名誉もありますので、端的に、普通に、背景もなく、市長と市議会の責任だと言われたというと、前川先生自体、管理者自体が責任放棄してい

るように捉えられてしまう可能性があるんですね。だから、私はそういう意味で、前川先生、言っておられるのではないと思うんです。

ただ、場所については、市長、執行部と議会の中で議決をいただいて前へ進んでいることですので、前川先生は市長、執行部の一員として、要は職人なんですよ。医療の職人として、今後この野洲市の市民病院をどういうふうにして運営していくかということを前提に、アドバイスというんですか、意見を出していただいているというふうに思うんです。私らが、逆に、岩井議員も一緒です、医業についてどうのこうのということとは言えないんですよ。医業については、医師の先生にやはり委ねないかんというところがやっぱりあると思うんですよ。違った意味での職人やと思うんです。岩井議員もそうやと思うんです。そういう異質なところの職人が寄ってこういうまちづくりというのは進めていってるということなんですよ。その曲解した形で、曲解した発言で、今、岩井議員が言われたようなことを本人いないところで言われるとやはり前川先生の人格にも関わってくるのだと思いますので、控えていただけたらありがたいなというふうに思います。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○15番（岩井智恵子君） それは私も行き過ぎがあったかもしれませんが、これは実際しゃべっておられるのを実録、記録になっているもの、皆さんにも、市議会の皆さんにもお配りされていると思うんですけれども、守山・野洲医師会のほうから頂いている資料をもって、私はその場に居合わせたわけじゃないですよ。でも、資料をもってちゃんと言っているわけですから、めったと間違ったこと私は言っている覚えはないけれども、ただ、1つのところだけをとらまえて話すということはやっぱり、上下のことはあるので、そこは私もちょっと軽率だなと思いますし、おられない方に対しては失礼ではあると、それは申し訳ないと思っています。

ただ、1つになっていただく、市長、執行部と、それから管理者が責任をどっかに転嫁するようなことのないように、そこの一番肝腎なところですから、一体となってやっていただきたい。このことは思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

他にもありますけれども、いろいろな愚痴っぽく言ってもあれですので、ただ先ほども何度も言いますが、100億前後の、やはり予算を市民に税金をかけて建てるものですから、ただただやりたい、その方向性だけではなくて、本当にどんだけまた乖離があるのかも分からない中で、しっかりとみんなに、市議会議員にも市民にも説明をいただいて、少しでも多くの皆さんが、これ、市民もたくさん反対の声が上がっているんです。

そやから、やっぱりしっかりとそこを把握していただいて、突き進むだけではなく、ちょっと一旦、休憩をして考えていただく余裕も欲しいと思います。もうちょっと時間をかけていただいてもいいのではないかなと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、ナンバーツーに移ります。令和5年度野洲市の教育方針案について、2項めです。4年目を迎えるコロナ禍、日常生活の中でも制約があり、うっとうしい日がたくさん続いておりました。3月13日からは、原則マスク着用は自分の選択、自由選択となりますけれども、子どもたちも、以前のようにマスクを外して思い切りグランド駆け巡ってほしいと思っております。

さて、この前の教育方針案のときに、教育長が、若い教員の一例を、作文を読まれましたけれども、私もこのことを本当に感動いたしました。それでもう一度読ませていただきたいと思いますが、教職員に限らず、指導者は、僕が、私が、教えてやっているというものではないと思うんです。これは課題の重い子どもからでもいろんなことが学べるわけです。学んでいるわけです。そういう寄り添うことの大切さを、この若い先生は身をもって体感されたということで、その1節を読ませていただきたいと思います。私が学んだことと題して、若手教員が、課題の重い子との関わりの中で学んでいく、自身の成長をつづった作文がありましたので、あえて読みます。

「この1年で、子どもを知る、思いを受け止め、寄り添うということを学んだ。教師が子ども一人ひとりのことを知り、理解ができないか、関わり方が分からず、一人ひとりに寄り添うことができないと痛感した。私は最初子どもを信じることができなかった。しかし、相手を知ろうと関わり続けてきたことで、子どもの本当の気持ちに気づき、子どもを信じる事ができた。そして私は、子どもたちが求めていることが分かり、寄り添う行動ができるようになった。すると、私を拒絶していた子が少しずつ心を開いてくれるようになった。あまり自分のことを話そうとしなかった子が、悩みを少しずつ話してくれるようになった。寄り添い続けることは、子どもの見えない部分に目を向け、正しく知り、本人の思いに耳を傾けることが一番大事なことであり、決しておろそかにしてはいけないことと感じた。私自身が見本になるよう、関わり方を示し、いろいろな関わり方を子どもたちに知ってほしい。そして、子ども一人ひとりに寄り添う、寄り添って、じっくり話を聞くことをこれからも大切にしていきたい。個性を認められる学級づくりに生かしていきたい」とつづっておられます。

こういう若い先生の、この心というのを本当に、また、教育委員会の立場といたしまし

でも、大事にしてあげてほしいなとは思っています。

そこでまず、1問。教育の3つの視点の1点目です。子どもたちを取り巻く社会は目まぐるしく変化し、価値観の多様化が、子どもたちを取り巻く社会の多様化がいつそう進んでいるとありますが、ジェンダー問題、LGBTなどについて学習をされていると思いますが、何年生ぐらいが対象ですか。教育長にお伺いします。ちなみに、ジェンダーギャップ指数は、世界164か国中112位と、先進国では最下位と言われている日本、しっかりと学ぶことが大事であります。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、岩井議員の2つ目のご質問、教育方針についての中で、1点目の性の多様性などについて、お答えをいたします。

今日、小中学校では、道徳や学級活動、人権学習、さらには保健体育などの授業で、発達段階に応じて、各学年とも年間数時間にわたって性についての学習をしています。例えば、小学校の道徳の時間、これは年間35時間ございます。週1回ですが、その中で、学習項目というのは決まっています。例えば国を愛するとか、勇気とか、いろんないくつも項目あるんですけども、そのうちの個性の伸長という学習項目がございます。ここで、自分らしさということを学んで、自分の性を大事に生きるというようなことを学んでいます。

それからまた、学活、学級活動の時間ですが、この時間を男らしさや女らしさとか、あるいは、そういう性のことについて1時間学ぶということも行っています。

また、中学校では、本格的にLGBTQのことについて学んでいくのは、中学校が中心となります。中学校も、保健体育とか道徳や学活でも学ぶんですけども、一番大きいのは人権学習の中で、LGBTQについて、外部からゲストティーチャーを呼んで当事者に性の多様性についてお話を聞いたりとか、あるいは、お互いの違いを尊重し合うことの大切さについて学んでいます。

また、これは学校によって違うんですが、生徒会が中心となって、LGBTQについてのビデオ、寸劇みたいなのを作ってそれを校内で発表している、そういう中学校もございます。

なお、令和4年度から中学校1年生からですが、3中学校ともそろえて制服の改定をいたしました。これも、男の子はズボン、女の子はスカートということではなしに、自分の性自認に合わせて選択ができるように、選択の幅を広げるという意味でのそういう多様性の意味も含んでおります。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○15番（岩井智恵子君） 今、LDBTQですか、このお話されたんですけれども、私も、他県の方で知り合いの子どもさんが、そういう方がおられるんですけれども、私たちが思っているよりも本当に苦しんでおられます。そしてふっきって、女性の方ですが、男子として生きていきたいということで、お手洗いも男性のほうに行っておられます。そして、いろいろとやるんですけど、やはり体は女性の、どうしても隠し切れない、変わってしまえない部分が、その苦しみとしてございます。そのために弊害がただいまも出て苦しんでおられます。やはり、周り、小学校から、もう幼稚園、小学校からでも自分の異変、私は女性の格好をしているけど、本当は男なんだ、おかしいなと言っている子は身近にたくさんいると思うんですけれども、表面化はなかなかしにくい。だから、小さなときからそういう勉強というの、私は性の勉強というのは大切だと思っております。そして、こんなに苦しんでおられるのかと。本当に腎臓を悪くされるほど苦しんでおられます。なぜかという、もうその本人が女性だと知っている男性もいるわけ。男性だと思い込んでいる男性もいるけれども、その知っている男性の中で、やっぱりちょっといろいろな問題を投げかけてくる例があります。その中で、本人はもうどんどん、どんどん追い込まれたり、そして一番言っておられるのは多目的トイレ、トイレはやっぱり欲しいと。男性でも女性でも入れるお手洗いについては訴えられておられます。そういう人たちが、今この多様性の中でたくさんいらっしゃるという、昔だったら表面化できなかったけれども、今は表面ができていいのか悪いのか、本当はいい、本当は理解していいようにしてあげな、周りも変わっていかぬ駄目なので、こういう点では、性的なことなんですけれども、そういう問題だからこそ、生きていく、平等にみんなが楽しく人生を生きていく、平等にしてあげられる。このあたりの教育というのも大事ですので、よろしくお願いしたいと思います。

では、第2問目ですけれども、最近コミュニティスクールという言葉を目にしますが、私は耳よりも文章で見っていますが、学校を核として教員や家庭や地域が子どもの成長を支えていく取り組みですが、具体的なイメージがわからないんです。コミュニティスクールの導入に向けた取り組みと、一步活動を担う人材育成について、教育長にお伺いします。

津村議員のところでもお話をされたと思うんですけれども、これ、簡単に言いますけれども、なかなか地域性もありまして、ボランティアで募っていただけるのか、どういうふう

な仕組みで、これを応募されているか分かりませんが、大変これ難しい問題だと思っております。そのあたりについて、再度教育長にお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） ２点目のご質問にお答えしたいと思います。

まずは、コミュニティスクールの具体的な取り組みをお話しすることで、ご理解いただけたらというふうに思っております。例えば、篠原小学校では、篠原が好きで歴史や文化を誇りに思う子どもを育てよう、そういう学校と地域の皆さんと一緒に、目指す子ども像というふうなのを考えられました。そして、児童と先生だけではなくて、地域の方も入って、みんなで、今度６月にされるんですが、戦国時代の出城、永原氏の出城が、城山というのがありますけども、その城山に登って、本物の城跡に立って地域の方からその歴史を聞くという、そういうふうな取り組みをされています。ちょっとここ、コロナ禍でここ数年中断をされていましたが、１年生から６年生までが縦割りのグループをつくって、学校から、城山を越えて希望が丘まで行くという、そういうふうな学びをされています。

また、野洲中学校では、これは先日あった話なんですけど、この間１月６日の冬休み中ですが、希望生徒による三上登山を行われました。野洲中にいるのに地元の三上山に登ったことがないという、こういう子がいるということが生徒の会話から分かりまして、三上学区の地域の皆さんの企画協力を得て実施をされたものです。当日は、三上山のポイントポイントに立っていただいたりする、そういう登る支援だけではなくて、下山後には、コミセンみかみで、あったかい豚汁を作って待っていただいたりとか、そうやって地域ぐるみで子どもの活動を支えていただくという取り組みが、コミュニティスクールの大きな取り組みというのが言えると思います。

それとよく似ているんですが、学校応援団というのがあります。学校応援団は、例えば学校で調理実施をしますからどなたかお手伝いに来ていただだけませんかと言って、地域のボランティアさん何人かに来ていただいて、先生がメインでやって一緒にするんですけど、お手伝いをしていただくというのが学校応援団です。そういう意味では、地域の方と一緒になって子どもに関わって何か取り組みをやっていって、こんな子どもを育てたいというふうに、もっと大きな活動というか、取り組みとして挙げられるのがコミュニティスクールというふうに考えています。

それから次に、活動を担う人材育成ですけども、現在は、子どもたちの活動に参加したいというボランティアの皆さんとか、あるいは本の読み聞かせサークルというのがござい

ますが、その方、あるいは教員を目指す大学生の方とか、いろんな方から協力を申し出ていただいております。行く行くはこのコミュニティスクールで育った子どもたちが、地域を愛する子どもたち、この子らが大人になったときに、地域のまちづくりとか、あるいは地域を支える人材へと育てていってくださることを目指していきたいというふうに考えています。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 岩井議員。

○15番（岩井智恵子君） ありがとうございます。本当に私が思っているよりは進んでいるなと。皆さんが一生懸命努力してくださっているんでしょうけれども、思っている以上にちょっといい方向性だなと思っているんですけども、先ほども言いましたように、やはりリーダーの養成ですか、先生に皆その重荷がかかって、先生が采配せんならんことになってくると、これはまた先生の負担にもなりますので、やはりリーダー的な人を育てていく。私も25年ほどボランティアガイドしていますけども、こういったものを子どもたちにも、そういう機会があれば一緒に散策してみたいなと思います。そういう本当に自分が何か持っていることを差し出していく。そしてまた勉強、こっちもさせていただくという、そういう関わり方、そういうことはもう非常に大事なことだと思っていますので、教育委員会も多種多様、いろんな世界のことで、今いじめも不登校もあって大変だと思うんですけども、そういう取り組みというのは大きい成果がまた後々上がってくると思いますので、子育て、十分そういうことは取り入れていただきたいと、このように思います。

じゃ、質問を終わります。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第11号、第13番、山崎有子議員。

○13番（山崎有子君） 第13番、創政会、山崎有子です。中学校の部活動の今後のあり方について質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

平成25年5月に文部科学省から運動部活動での指導ガイドライン、そして、平成30年3月にスポーツ庁から運動部活動のあり方に関する総合的なガイドラインが出されました。中学校の部活動は、現行の学習指導要領で学校教育の一環として位置づけられていますが、それを踏まえて、ガイドラインには教職員の働き方改革の観点、指導や運営の体制、生徒のニーズに合った運動部の設置等が記されています。国の方針はありますが、それぞれの都道府県、市町村に地域の特性があり、ガイドラインどおりに実施に向かって進めることは困難な面があるのではないかと思います。野洲市でも、先生方にはご多忙の中でも

熱心に部活動の指導に取り組んでいただいております。先生方にとりましても、また生徒や保護者の方にとりましても、部活動について、今後どうなるのか、ご不安であろうと思います。実際、新聞報道などを見て、保護者の方から不安の声を伺っております。滋賀県教育委員会の方針、それから、野洲市の中学校部活動の現状、そして、野洲市教育委員会として、今後どのような方向で取り組んでいかれるか、質問させていただきます。

1 問目です。まず、文部科学省スポーツ庁のガイドラインを受けて、滋賀県教育委員会としてどのような方針が出ているか。また、一度出た方針が変わったともお聞きしましたが、どのように変更されたのか、併せて伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、山崎有子議員の中学校の部活動についてのご質問のうち、まず、1 点目の県の方針についてお答えをいたします。

昨年 9 月に、県教育委員会から令和 5 年度以降の部活動の地域移行についての方向性が示されました。そこでは、令和 5 年度から令和 7 年度の 3 年間を、休日の部活動の改革集中期間として、まずは休日から段階的に地域移行していくとされていきました。しかし、その後、3 年間での移行が現実的に難しいことから、昨年 12 月には、改革集中期間から改革推進期間へと、国、県は一步トーンダウンをしております。そして、令和 5 年度は、地域の実情に応じて可能な限り取り組みを進めていくというように変わっています。今後は、今年の秋に県教育委員会から詳しい説明があると聞いていますので、それを受けて、本市でも検討していきたいというふうに考えております。

以上お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13 番（山崎有子君） 実施までに検討する時間ができたということかと思います。

2 問目に移らせていただきます。

野洲市教育委員会では、国からのガイドラインが出されてから、部活動時間や休養日の取り方などについて、ガイドラインに沿って既に指導されていると伺っています。具体的にお聞きます。部活動の時間制限、休養日、土曜日、日曜日の活動の制限について、それから、登下校時間との兼ね合い等について伺います。夏休みなど長期休業中には、どのようになっていますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 2 つ目のご質問にお答えいたします。

活動時間は、市内全中学校とも、平日が2時間以内、休日は3時間以内と定めています。登下校との兼ね合いで言いますと、完全下校時刻というのが、各学校ともほぼ日没時刻に合わせて定められていることから、冬場の活動時間はさらに短くなるというふうに考えています。

また、休養日、部活のない日については、週2回、平日が1日と休日が1日と、以上を休養日とすると定めています。夏休みなどの長期休業中も同じ扱いです。しかし、いろんな大会への参加とか、あるいは練習試合を行う場合は、活動時間が長くなる場合もあると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） ありがとうございます。

再質問ですが、それらの指導については、各学校、各部活動とも守られていますでしょうか。そして、以前に比べて、大分以前になりますけども、先生方は負担が軽くなっておられると感じておられるでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 基本的に守っていただいていると思っています。昔は、朝練いうて朝7時からとか朝練習をしたりとか、あるいはもう土日両方ともというのがあったんですけども、基本的に土曜日か日曜日か、必ずどちらかは休みというふうにはしていますので、そこには、それは全部守っていただいているというふうに捉えています。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 次の質問に行きます。

土曜日、日曜日の練習や試合の引率の必要が生じたときは、顧問だけで対応されていますか。2名で行かれると聞いていますが、その点はいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） すいません。2つ目の質問で、負担、先生の負担についてお答えするの忘れていました。負担は、もちろん軽くなっていると思います。ただ、軽くなったといいましても、もともと非常に厳しい状態ですので、ちょっとましになったという程度かなというふうには思っています。

3つ目のご質問にお答えします。

部活動の引率は、基本的に顧問が引率するということになっております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 試合などのときに、2名以上で行かれる、顧問、引率が、2名以上で行かれるのでしょうか。それから、顧問が複数であれば、先生方が複数の部活を兼務されているということもあるのでしょうか。お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 活動日が違う部を兼務するということはあると思います。文化部と体育系のクラブとかはあると思いますが、文化部、体育部を2つというのは、活動が重なりますので、基本的に1つの運動系の部分については2人の顧問をつけるというのが、今、全県的にはそういう形になっています。引率については基本的に2人で引率をするということにしています。ずっと主に自転車で移動することが多いので、もし何かあった場合、その1名がその対応をして、もう1人があとの子を連れて行ったりということができるようにするためということもあります。ただ、荷物が多いクラブは、1人の先生が車で荷物をゆっくり運びながら後について行ったりとかいうのがありますので、必ずしも2人が子どもたちと一緒に会場まで行くというふうにはなってはおりません。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） ありがとうございます。先生方、大変ご苦労されて部活のほうを運営していただいていると思います。

次、4番目の質問に行きます。

現在、顧問は、効率的、効果的な部活動推進のために、支援や知識を得るようなチャンス、機会がありますでしょうか。お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 昔に比べますと、今の先生方、そういう体育系の部活を経験した方は大分少なくなっています。それとバリエーションも少ないですから、自分が全くやったことのない部活を担当するというようなことも多々あります。そういう意味で、県の教育委員会が部活動指導者スキルアップ研修会というのを毎年持っております。ここには、各学校から必ず1名が参加するというふうになっています。そういうところで学ぶことができると思いますし、それから、それとは全く別ですけども、全国中学校体育連盟、中体連と言っているんですけども、ここが専門部といいまして、例えばバレーボールとか

サッカーとかいろいろありますけども、そこの部が主催して、サッカーの顧問の方、講習会やりますと。審判講習会やりますから来てくださいというような形で、夏休み等に募集をかけて、そういう研修をされるというのがあります。それから全く別に、一般で競技団体がそういう講習会をされるというのもありますので、そういうところには、希望者の先生が参加するというふうになっております。そういうところで、ちょっとでも技術力とか、指導力をつけて、活動に支援をしていただいているという状況でございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） ありがとうございます。

次の質問に行きます。

現在の3中学校の運動部活動の現状を伺います。各中学校の運動部活動の数、また、全校生徒の中で、文化部も含めて、部活動に参加していない生徒の割合は、各校どのくらいになりますでしょうか。入りたいクラブがないというような声は生徒から聞かれていますでしょうか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 5点目の質問にお答えいたします。

現在、運動部の数は中主中学校が7つ、野洲中学校が11、野洲北中学校が10でございます。また、文化部も含めて部活動に参加していない生徒の割合は、中主中学校が13.6%、野洲中学校が16.1%、野洲北中学校が13.9%です。

それから、最後に言われたその入りたいクラブがないというふうな声は、直接生徒から先生が聞いているということはございません。しかし、時々ですが、教育委員会にこういう部をつくってもらえませんかという、保護者さんなり、あるいはそういう部の指導者の関係の方から連絡をいただくというのがございます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 再質問させていただきます。

部活動に入っていच्छる生徒さん、思ったよりも多いなという感じがいたしました。1割程度、入っていない方が。部活動に入る入らないは、生徒の自由に任されているということでございますけれども、中学校学習、それからクラブ活動だけじゃなくて、クラスの活動や生徒会活動など生徒が学ぶ場は多岐にわたっていると思うんですけれども、部活動に対して教育的な狙いといいますか、生徒に、部活動においてどんな力をつけていって

ほしいと思っておられるか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 部活動は1つのことをずっと続けるという意味では、忍耐力とか、みんなと協力して1つのことをやり遂げるとか、そういうペーパーでは測れない、非認知能力という、まとめてそういう言い方をするんですけども、そういう人としての土台となる力というんですか、生きる土台となる力をつけることができる、本当に素晴らしい場かなというふうに思っております。それから、今、議員言われたその1割ちょっとの子は入っていないということですが、例えば学校の認定しているクラブ、学校の中のクラブもあります、例えば一般のクラブチームというのがあります。外部でいろんな、中学生集めて野球とかサッカーとかバレーボールとかされています。この子らも、学校の認定では、クラブ活動をしているという認定をしていますので、必ずしもその9割近くの子が毎日残って学校にいるというわけではございません。家に帰ってそこからクラブチームに参加するという、そういう子も入れてカウントをしています。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） よく分かりました。クラブチームで頑張っている子どもたちも含まれているということですね。

6番目いきます。例えば、中主中学校では、サッカー部がありません。クラブチームに所属する生徒が多くて、サッカー部が成り立たないかと聞いています。クラブチームは、保護者の負担が、部活動に比して重いのではないかと思います。例えば、サッカーに限らず、やりたい運動部がなければ、他の中学校で練習し、試合にも出られるチャンスがあるなどの方法をルール化することなどはできないでしょうか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 6点目のご質問にお答えをいたします。

今、中学校間で合同で部活動の練習を行うことができます。ただ、それはあくまでも、例えば、中主中学校と野洲北中学校に同じサッカー部があった場合、サッカー部の子ども同士が練習できると。ただ、中主には今、サッカー、ありませんので、野洲北に行って中主の子が野洲北のサッカー部に練習に入るということはできません。これは、中学校体育連盟がそういう規定を設けていますので、自分とこの学校にあるクラブチーム同士やったら、合同の練習をやってもよろしいというふうになっています。ですから、学校にない

種目についてはそういうことができないということで、中主からもサッカー部をつくってくれというお話は、何度も聞いているんですけども、中主の場合、子どもの数が少なく、教員数が少なく、複数配置する余裕がなくなってしまうので、なかなかその部分ができないですね。ですから、そこを今後部活動の地域移行というのがこの３年間で進めていきなさいということです。そういうようなことを進める中で、どういうんですか、そういう部がなくても参加できるとか、あるいは、学校の枠を超えた活動について、この中体連という組織がだんだん緩和をしていくのではないかなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○１３番（山崎有子君） 分かりました。ありがとうございます。

次の、質問させていただきます。部活動の指導に携わってくださっているボランティアの数は現在１５名で、中主中学校１名、野洲中６名、野洲北中学校８名と聞いております。どのような指導をくださっていますか。また、土曜日、日曜日の指導や、試合への付添いはされていますでしょうか。そして、全く個人のボランティアとして関わっておられるでしょうか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） ７点目のご質問にお答えをいたします。

今、山崎議員がお話のように、現在１５名の外部指導者の方がおられて、全てボランティアで無償でやっていただいております。多くが技術的な指導が中心ですが、中には生徒のいろんな相談を聞くなどの生徒指導を兼ねた対応でありますとか、もちろん顧問の教員と連携して行っているという状況でございます。また、休日の練習とか試合にも、結構その指導の方、ボランティアの方お見えていただいております。ただ、引率に限りましては、引率は教員がしなければならないというふうになっていきますので、これは学校の先生が行っております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○１３番（山崎有子君） 大変熱心にご指導いただいているということですが、今後も引き続きご指導いただけるとありがたいのですが、後を引き継ぐ方がおられるかとなると大変難しい面もあると思いますので、そういう点はいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 再質問にお答えしたいと思います。

今、指導をやっている方、かなり高齢の方もおられますので、できる限りはかていが引き継いでいただけたらなというふうには思っていますが、なかなか見つけるのは難しい状況でございます。この地域移行の中で、もっと網の目を広げて、少しでもそういう方に参加していただけたらなというふうには思っております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 次の質問させていただきます。

競技としての勝負や技術の向上だけではなく、運動に親しむ意味で、様々なスポーツを楽しむような部活動はありますか。そのような部活動もあってもいいのではないかと思います。可能性としていかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 私も全く同感でございます。様々なスポーツを経験して運動に親しむという、こういう活動が、本当に若い頃からそういうのもやっていると、年いってからでもスポーツに親しむ人が本当はもっとたくさん増えていって当たり前かなというふうに思っています。日本は、ちょっとあまりにも競技というか、勝つことに一生懸命で、中高の部活で燃え尽きて、もうそこから後は運動はしないという方が結構おられるのではないかなというふうに思っています。今、日本は、日本って滋賀県は、平均寿命が男性1位、女性2位と言いますが、健康年齢との開きがやっぱり課題になっていますので、そういう意味でも日常的に大人になってから運動に親しむという、そういう土台をつくるためにも、山崎議員言われるような楽しむスポーツというのを、中学校、高校段階にあってもいいかなというふうに思っています。それは今後、この地域移行の検討会議でも協議をしていきたいというふうに思っています。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 地域移行の検討の中で考えていただけたらありがたいと思います。期待しております。

これまでお聞きした現状を踏まえて、野洲市教育委員会として、中学校の部活動について今後どのような方向性で取り組まれるか、次の点を伺います。部活動の指導を外部の方

に関わってもらう必要性はガイドラインに示されています。今は、先ほどもお聞きしましたように、個人ボランティアとして関わっていただいています。外部指導員や部活動指導員について、どのような方向で考えておられますか。いつまでに方向を出そうというような目標はございますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 9点目のご質問にお答えします。

市教育委員会では、国、県の方針を受けまして、学校教育課と、これは市のですが、市の学校教育課と生涯学習スポーツ課、それから3中学校の校長の代表とか、あるいはほほえみクラブとか、そういうスポーツ団体、それから今、お手伝いしていただいている外部指導者の代表の方とか、こういう方が集まって、昨年10月に部活動のあり方に関する情報交換会というのを開いております。ここで、市内3中学校の部活の現状とか、それから国、県が言います地域移行について、情報共有しながら、部活指導員についても協議をしてきました。本市としましては、まずは、部活動指導員制度を令和5年度、来年度に整備をして、今、無償でボランティアでやっけていただいている方も含めまして、何とか少しでも謝金でも渡せたらなというふうに思うんですけども、そして令和6年度に、各中学校にそういう指導員をたくさん配置できるようにというふうな方向で、今、検討を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） この先の方針をお示しいただいてありがとうございます。10番はちょっと割愛させていただきます。

11番なんですけれども、対外試合も、小学校は県大会まで、中学校は近畿大会まで、高等学校は全国大会までにしてはどうかという意見も出ているようですが、顧問の先生の負担等を考えると、そのような方法も1つではないかと思います。強くなりたい、目標を持ちたいという生徒もあるとは思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 最後の質問にお答えいたします。

様々な考えがあると思いますが、大会の規模はそれぞれの主催団体が定められるものですので、教育委員会としてどうこう言えるものではないかなというふうに思っています。ただ、スポーツ少年団の柔道が、もう全国大会はやめますと。都道府県大会だけにすると

いうふうな方向を決められています。こんな形で、それぞれの団体がまた考えていかれるんかなというふうに思っています。

市教育委員会としましては、あくまでも勝利優先ではなくて、生徒自身に達成感、充実感、これやっていてよかったなというふうな、そういう達成感が得られるような大会であれば、いいのではないかなというふうに思っています。近畿大会、全国大会は、いずれも夏休みの真ん中、特に全国大会はお盆の真っさ中にありますので、先生の負担というのは5日間、6日間ありますので、大変なものでございますので、そういう意味では、これ、何とかしてもらえへんかなという思いは思っております。

以上、答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 全国的にも、競技団体ごとでも、そういう方向に進んでいくといいなと私も思っております。

先ほどお伺いしましたように、部活動には、非認知能力の向上とか人としての土台の力を育むなど、生徒にとっては本当に大切な場です。そのことを中心において、各学校の実情に合わせて可能な方法で今後考えていってくださいますよう、お願いします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

再開を10時50分にいたします。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第12号、第9番、東郷克己議員。

○9番（東郷克己君） 第9番、新誠会、東郷克己でございます。8日から始まりました代表質問、一般質問の最後、締めくくりの質問をさせていただくことになりました。今回は大きく2つのテーマで質問をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第1のテーマ、全ての市民の人権を守る野洲市成年後見制度についての質問をいたします。

成年後見制度について、私は、判断力が衰えた方を保護する制度と認識をしておりました。しかし、最近、その制度により人権侵害に値する深刻な不利益を被り、裁判に訴えておられる元被後見人の方やそのご家族が少なからずおられることを知ることとなりました。

この制度自体は、高齢化が進む我が国にあって、重要な制度であります。だからこそ、制度の適正な運用が重要であり、野洲市において市民を守る、あるいは市民に寄り添う姿勢、立場に立つ運用がなされることを願い、質問するものでございます。

まず、制度の理念を確認いたします。以下申し上げることは、裁判所のホームページからの引用であります。「成年後見制度の理念は、本人保護の理念を源とし、本人の意思や自己決定権の尊重もその理念とされています。審理の中で、できる限り本人の意向を聞いたり、補助、補佐の代理権付与には本人の同意を必要とするなど、本人の意思を尊重する制度が取り入れられています。また、障がいのある方も、家庭や地域で通常の生活をするところができる社会をつくろうというノーマライゼーションの理念も成年後見制度の理念の1つであるとされます。成年後見制度は、これらの理念の調和を目指している制度であると言えます」。引用、終わります。

また、成年後見制度の目的などについて、法律と裁判関係の専門誌「家庭の法と裁判」、こちらの本でございます、の2018年8月号に掲載された、最高裁事務総局家庭局第2課長宇田川氏、同家庭局付西岡氏の署名記事から引用いたします。「成年後見制度は認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない方、本人について、その権利を守る援助者、成年後見人等を選ぶことで、本人を法的に保護し支援するための制度である。今後高齢者人口はさらに増加し、それに伴って認知症患者の増加も予想される中、認知症となられた方も、できる限り住み慣れた地域で、よい環境で自分らしく暮らし続けることのできる地域づくりを目指した取り組みを進めている。制度利用者がメリットを実感できる制度の運用に向けて、市町村等々、連携して取り組みを進める必要がある。成年後見人等による不正事案をできる限り抑止する必要がある」等の記述があったところであります。

引用したのは約5年前の月間の専門誌でございます。成年後見制度の目的や制度導入の経緯等について、現在、変更あるいは修正されている点はあるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部田中政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、東郷議員の成年後見制度についての1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

成年後見制度の目的や制度導入の経緯などにつきまして、今、引用されましたところ、大きく変わったものはないというふうに認識をいたしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 今、裁判所のホームページや専門誌から引用したことを変更ないということで確認できました。

続いて、2問目の質問をいたします。成年後見制度の利用促進に関する法律が、平成28年4月に公布、そして、同年の5月13日に施行され、同法の施行に合わせて、本市でも利用促進計画がされております。利用促進法や促進計画の目的あるいはその背景等について伺います。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

認知症高齢者や知的障がい者など判断能力が十分でない方々の日常生活や財産管理を社会全体で支えることが、高齢化社会における喫緊の課題となっております。地域共生社会の実現に向け、本人を中心にした支援活動における共通基盤となる考え方として、権利擁護支援を位置づけた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実など、成年後見制度利用促進の取り組みをさらに進めていくことを目的といたしております。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 今、ご紹介いただきました利用促進法や促進計画等の目的、お聞きした範囲で、理解した範囲で申しますと、何ら反対とか批判とかあるべきものではないというふうに確認いたしました。

3つ目の質問に移ります。

冒頭に紹介しました制度が、認知症となられた方もできる限り住み慣れた地域で、よい環境で自分らしく暮らし続けることのできる地域づくりを目指したものであるにもかかわらず、被後見人、ご本人や家族が不利益を被られ、中には裁判を起こされているケースもございます。こうした事例を市の担当部局として、承知しておられるか伺います。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

最高裁判所事務総局家庭局実情調査によりますと、全国の後見人などによる不正事例は、令和3年は169件と発表されていますけれども、弁護士とか司法書士などの専門職後見人の不正事例は少なく、多くが親族等の専門職以外の後見人によるものです。また、成年

後見人による使い込みや横領により、被後見人ご本人や家族が不利益を被られ裁判を起こしていたケースも承知をいたしておりますけれども、本市の所管下とか湖南４市で設置しております成年後見センターのだまにそういった相談が寄せられたということはございません。

以上、答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○９番（東郷克己君） 今、述べていただきました事例等は、私も承知いたしておりますが、ここで私が問題視しているのは、もう少し重篤というか、より問題と思われることを取り上げております。その事例には、裁判に訴えられたことによって、いわゆるそのご本人が勝訴されて、精神科医による再診断が行政側が命じられ、そして、その再診断とその結果に基づいて後見というものが外された例がございました。ご承知かと思いますが、被後見人になれば、ご自身の財産を他人に管理されないといけない。ご自身に届いた手紙や信書なども別のところに届けられて、開封して確認してからご本人に届くということがあって、非常に、今、申し上げている事例のご本人は、精神的な苦痛、地獄だったと、端的におっしゃってございました。そうした事例がありました。

ですので、冒頭申し上げたように、本来、そのご本人を守るための制度が極めて重篤な人権侵害をしているケースがあります。今、申し上げたのは、一例であります。近隣の県、ちょっと市の名前までは控えさせていただきますが、近くのいわゆる隣の県にもこうした事例はございました。いくつかの事例を調べたところ、ある傾向が見えてきました。それは、行政を含めた、その当事者の方、ご本人に関わる人が、いろいろこう関わる中で、ご自身の、ご本人の状態について誤認されたり、あるいは誤った判断をされたりしているケース。あるいはその担当部署が、制度に向けて走り出したその都合に合わせて、制度を運用して、無理強いをしてしまったケース。あるいは、そのご本人の家族間の、先ほど事例の中で家族の不正があったとかおっしゃいましたが、ご本人の家族間の争いに巻き込まれる形で、その争いの一方に加担してしまったケースなどがありました。

どれも、行政としては、厳重に注意すべき事案かと思いますが、お聞きしたいのは、本市でそういうことがないように、どういうふうに取り組まれているか。あるいはその取り組みに対する、注意事項を列挙するなどのマニュアルのようなものはあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

様々なケースがあつて、トラブルになってご本人さんもしくはご家族の方が困られるというケースがあるということは承知していますけど、幸い先ほど申しましたように、市のほうではそういった事象は把握しておりません。ということで、そういったケースに対応する具体的なマニュアルとか、申されました列記したものというものはございませんけれども、先ほど申しました、後ほどの質問の答えも少しかぶるんですけども、地域連携ネットワークの構築ということで、成年後見の方1人でその方の支援をされると、ややもするとそういったことが起こり得るということですので、関係機関、見守る、地域包括センターを筆頭としまして様々な方が関わっておられますので、それぞれがチェックをするという、そういったことを進めていくことでそういった不正、あるいは困り事が発生しないように取り組んでいるというところでございます。

以上お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 一定といいますか、了解しました。今、おっしゃったのはどちらかというと、運用されてから、後見という制度が始まってからの取り組みかなあと理解したんですけども、そこはそれでちゃんとやっていただくと同時に、その前段階、申立てに至るまでの判断がいくつかあると思うんですけども、そうしたところも、ぜひ慎重にといいますか、ダブルチェック、ある人の思い込みで、もうこの人はこうだと思ってしまっただんどん走ってしまったというのが、先ほど申し上げた事例の中にもございましたので、そうしたことがないように留意をしつつ、ご本人を守る観点で進めていただけたらと思いますので、付言しておきます。

次の質問4点目に移ります。最高裁判所事務総局家庭局が発行しております成年後見関係事件の概況、以下概況と言います、によると、任意後見監督人選任まで含めた成年後見制度関係事件の申立て件数は3万9,809件、これは全国の数字です、申立人のうち、最も多いのは市区町村長で23.3%、本人の子など親族が20.9%でありました。先日、問合せをしましたところ、現在野洲市における被後見人の方の人数は196人ということでございました。昨年1年間の野洲市長による申立て件数は何件ございますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、4点目の質問にお答えをさせていただきます。

令和4年の1月から12月の1年間の市長申立ての件数は6件となっております。

以上お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 先ほどと繰り返しになりますが、注意をして、十分配慮して進めていただければと思います。

5点目の質問いたします。

同じく概況によりますと、申立ての動機で最も多いものは預貯金等の管理解約で32.9%、次に、身上保護の24.4%、介護保険契約が13.6%、不動産処分が11.6%などとなっております。これは、この回答のパーセンテージといいますか、複数回答であるため、一概に言えない部分がございますが、経済的な事情から申立てをされているケースが大多数と言えます。

一方で、3点目の質問で取り上げたようなトラブルとなりますのは、本人の意向が無視、軽視されたり、本来尊重されるべき自己決定権が奪われたりするなど、制度のもう1つの側面、身上監護がおろそかになっているケースであります。こうした問題を認識し、改善しようと策定された利用促進計画には、今後の施策目標として、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障がい者の意思をできるだけ丁寧に酌み取って、その生活を守り、権利を擁護していく意思決定支援、身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度運用とすることを基本とするとの文言もございました。

また、冒頭で紹介した最高裁家庭局第2課長宇田川氏の記事には、制度利用者がメリットを実感できる制度の運用に向けて、市町村等と連携して取り組みを進める必要との文言もございます。

野洲市においても、国の利用促進計画を踏まえ、市の利用促進計画を策定しておりますが、今申し上げたような意思をできるだけ酌み取ってなど、当事者に寄り添った運用にどういった配慮をされているか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、5点目のご質問にお答えさせていただきます。

成年後見制度利用者本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運営を行うために、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者などが協力してチームとして支援を行っています。

具体的に申しますと、地域包括支援センターや介護サービス事業者、医療機関、民生委員などの支援者チームに、法的な権限を持つ後見人が新たに加わり、継続的に本人の意思や状況を把握し、対応できるよう会議を開催したり、情報共有の機会を持つことで、当事者に寄り添った支援ができるよう努めているところでございます。

以上答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 今、お伺いしたご答弁ですと、先ほど申し上げた事例に見られた、率直に言うと、ぞんざいな扱いといいますか、そうしたのとかなり違う運用をされていると判断いたしました。今後もそうした点、ご留意いただきますようお願いをいたします。

次いで6点目の質問に入ります。

概況によりますと、制度の開始原因では認知症が63.7%と大半を占めておりました。そこで、認知症について調べますと、日本高齢精神医学会前理事長の新井医師による、4、50代から認知症対策を考えることが重要との指摘や、高血圧や肥満で認知症発症リスクが1.6倍、糖尿病で1.5倍といった研究がございました。こうした情報から考えられるのは、認知症の予防や進行を遅らせる取り組みは可能であると思われます。見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、6点目のご質問にお答えをさせていただきます。

認知症は脳の病気や障がいなど様々な原因により、認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態を言います。アルツハイマー型認知症に次いで多い脳血管性認知症は脳梗塞や脳出血などの脳血管性障がいによって起きる認知症です。そのため、脳血管障がいの危険因子とされる高血圧や糖尿病、肥満などの生活習慣病を予防することはとても重要なことです。生活習慣病は40代から発症するリスクが高まるため、若い頃から適度な運動やバランスのよい食事、良好な睡眠、余暇活動を楽しむことなどを生活習慣に取り入れることで予防を行います。また、定期的な検診受診により生活習慣病の早期発見、治療することで、認知症の予防や進行を遅らせることが可能であるというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 今、脳血管型、アルツハイマーに次いで多いというふうに指摘しつつ、予防が可能というふうに見解をおっしゃっていただきました。アルツハイマー型の認知症についても予防ができる、あるいは進行を遅らせる、もう少し踏み込んで言いますと、症状が改善できるという事例も、調べた中ではございました。昨日、お越しいただいておりました前川病院管理者にも、医師としての見解、これで間違いないですよということ、資料を示して確認したところ、同様の見解、ここで引用しました新井医師との見解と同様の見解ということ。そして、予防的取り組みが大変重要であると。

次の質問に入るんですけど、4、50代、今よりももう少し若い世代からの取り組みがとても大事なんだというようなことをおっしゃっておられました。非常に、前川管理者、この認知症等について、関心をお持ちのようで、ちょっと休憩の時間での立ち話でしたので、突っ込んだ話、会話はできてはいないんですけども、非常に関心を持っていただいているのは、確認できましたことを申し添えて、7番目の質問に行きます。

現在の認知症に対する取り組みは、高齢者向けというイメージが非常に強いです。地元の自治会等でもいろんな取り組みをされておりますが、数回しか、私も行けておりませんが、私と同世代とか、もうちょっと上の世代ぐらいの人も、言えばこの議場におられるような方はほぼいらっしゃらなくて、後期高齢者の方が一生懸命取り組んでおられるという印象です。先ほど紹介した新井医師の4、50代からの取り組みが大変重要。言及しましたように前川管理者も、同様のご意見でございました。こうした取り組みに対して、市としてもっと情報発信や啓発イベント等の取り組みをすべきと考えますが、見解を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、7点目のご質問にお答えをさせていただきます。

市では、生涯現役で健康に暮らすために人を優しく支え合い、健康で生き生きと暮らせるまちづくりを目指しまして、平成30年度から令和9年度までを期間とした野洲市ほほえみやす21健康プランを策定しまして、栄養、歯、運動、たばこ、健診、心の6つの領域で健康づくりを進めているところです。

市民自らが健康状態に応じた、健康づくりに主体的に取り組むことを基本といたしまして、健診受診の勧奨や受診後の生活習慣改善に向けた保健指導を充実させているところでございます。また、令和5年、今年ですけど、1月には、栄養をテーマに健康づくり研修会

を開催するなど、市民への情報発信や啓発イベントを実施いたしております。

今後も、市民をはじめ、関係団体、企業、学校など様々な人々が主体的に参加して実践できる健康づくりを推進していきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） いろいろお取り組みされているということではありますが、4、50代というのは当然いわゆる現役世代でありますから、なかなかイベント等への参加というのは難しいかもしれません。ぜひインターネット、ホームページ等も活用して、積極的に取り組み、日頃の健康管理が大事ですよというふうな、ただそれが、ただ健康に関してだけでなく、認知症予防というところも付け加えた形での、ぜひ啓発、お願いしたいと思います。

では続いて、大きな2問目、2つ目のテーマであります、野洲市の将来に向けた教育についての質問に移ります。

野洲市の未来は教育にかかっていると言っても過言ではございません。そう認識すればこそ、これまで繰り返し教育全般について問うてまいりました。

その中、昨年非常に残念な問題が発覚いたしました。今議会でも何人か議員が取り上げました、教員によるいじめの事案でございます。背景には様々な要因があり、市教委として、詳細な報告書をまとめられ、今後の対策を講じられております。その全体としては、了としつつ、全国における、教育における全国的課題であり、さきに挙げた問題の要素の1つとなっている発達障がいについて伺います。

まず、発達障がいというのはどういうものか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、東郷議員の野洲市の将来に向けた教育についての1点目の発達障がいについてのご質問にお答えをいたします。

まず、人にはそれぞれ異なる個性や特性があり、その強弱も様々ですけれども、発達障がいは、脳の働きの違いによりまして幼児期から行動面や情緒面で日常生活に支障を来するような強い特性が現れる状態をいいます。そのため、養育者が育児の悩みを抱えたり、あるいは本人が生きづらさを感じたりするということがございますけれども、発達障がいがあっても、本人や家族、周囲の人が特性に応じた環境や接し方の工夫をすることで、持っている力を生かしやすくなったり、また、日常生活の困難を軽減させたりすることができ

ます。

なお、発達障がいには、自閉スペクトラム症、注意欠如多動症、ADHDと申し上げるものですが、それから学習症、あるいは学習障がいとも申し上げます。また、チック症、吃音などがございまして、同じ障がい名でも程度や特性の現れ方が違ったり、また、いくつかの発達障がいを併せ持ったりすることもありますので、一人ひとりに応じた個別の対応が必要となっております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 今回、発達障がいについて調べる中で、大きな気づき、ポイントとなったことがございました。障がいという言葉についてでございます。

発達障がいを英訳しますと、ディベロップメンタル・ディスオーダー、障がいの部分だけ取り上げますと、ディスオーダーであります。ディスオーダーとは、無秩序や混乱が元の意味で、偏重や秩序の乱れ、正常な状態から外れているというような趣旨になります。一方で、これが例えば、視覚障がいであれば、ビジュアル・インペアメント、ここで障がいの部分はインペアメントで、損傷や劣化が元の意味で、損傷などで身体的機能が失われている状態をいうとなっております。

つまり、同じ障がいという言葉があてはまっていますが、この発達障がいと他の障がいには、明確な差異があります。微妙といえは微妙なんですけれども、残念ながら、この障がいという言葉の中で、その言葉のイメージ等で、間違った発達障がいに対する認識が、なんていいますか、定着している面も少なからずあるのではないかと思います。やはり、行政としてこの発達支援等も重要な側面ですので、今後これらを正しく踏まえたその言葉の違い、状態の違い、特性の違いというのを正しく踏まえた様々な支援や、あるいは教育に取り組むことが重要と考えますが、見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 先ほど申し上げましたけれども、発達障がいが誰もが持っている個性や特性、これが強めに現れている状態という意味では、議員ご指摘のように、例えば、心身が本来備えている機能の一部が正常に働かない、あるいは失われていることで支障が生じる他の障がいとは、性質、あるいは対応が異なるものというふうに考えております。

ただ、日常生活や社会生活において、生きにくさを感じている、または支障が生じてい

るといった点におきましてはいずれも共通しておりますので、我々といたしましては、それぞれ障がいの種別にかかわらず、それぞれの障がいの特性を正しく理解し、関係部署が連携をいたしまして、それぞれに適した新しい対応を行うことで、障がい者ご本人が社会的な障壁や生きにくさを少しでも軽減できるように取り組んでいくということが重要な要素ではないかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 昨年の9月11日に開催されました発達支援センター研修啓発事業講演会に参加いたしまして、県立大学の松嶋教授の講演をお聞きいたしました。印象に残っていることが発達障がいはグラデーションとの指摘でございました。つまり、明らかな線のようなものがあって、発達障がいの方とそれ以外の方が分かれているというわけではなく、連続性があるというふうな指摘でありました。

また、発達障がいについて調べると、その判断に当たってはチェックリストを用いて判断するとのことで、そのリストも入手をし、確認をしたところであります。リスト自体やリストを用いた判断を否定するものではございませんが、判断をする側の主観がどうしても入りやすいという点は指摘をせざるを得ません。留意が必要なのは、例えば、顕著な特性を持っていて配慮が必要な場合と、本来、特性の言葉で済ますのではなく、教育上の課題として取り組むべきものの見分けであるとの指摘があります。

昨年の教員によるいじめ事案に関連して、先日の益川議員への答弁の中で、できないことを個人や保護者の責任にすることはあってはならないとの言及がございました。私が申し上げた特性で済ませてはいけないとの指摘と共通するものと受け止めました。

そこで、これを踏まえて質問をいたします。昨年の問題への対策としましても、あるいは野洲市の教育の今後を考える上でも、教員が自分を軸に置くのではなく、常に子どものために何が有効かという観点に立って考え、行動することが何より重要と考えますが、見解をお願いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 東郷議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

今、お話しのチェックリストにつきましては、文部科学省が平成14年に実施しました学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症などのいわゆる発達障がいですが、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国調査、これを文

部科学省が行ったんですけども、そのときのために作成されたものでございます。これは、教員が子ども理解を深めて指導の一助とするためのもので、発達障がいがあるかどうかの判断をするものではございません。その判断は、議員お話しのように、あくまでも専門家である医師がするものであると思います。

議員お話しのように、事案Bでは、こうしたチェックリストの活用や校内委員会での複数の視察、さらには家庭との連携などについても、本来、組織的にいろいろ行うということ、その上での支援をすることになっていましたが、そうはしていないというところに課題があったのかなというふうに捉えています。

今、議員お話しのように、学校では、子どものために何ができるのか、どうすることが子どものためになるのかということが一番に、教育的な支援を行うべきであるというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 判断について、ちょっと私の勘違い、誤認がありました。訂正しておきます。一方で、教員の方、もともと子どものためにというのは、もともと持っておられると思うんですけども、いつの間にかそこを忘れてしまっただということがあるかと思しますので、そこはご留意をお願いいたします。

3点目の質問に移ります。

前問とのつながりでお聞きしますが、もともとが最もデリケートな内面に関わることであり、判断に当たっては慎重かつ丁寧に行うべきと考えておりますが、見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） すいません、その前に、1つ訂正をいたします。先ほど、観察と言うべきところを校内委員会での複数の視察と申し上げてしまいました。観察でございまず訂正をお願いしたいと思います。

それでは、3つ目の質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、医療受診の判断に当たりましては、慎重かつ丁寧に行うべきであるというふうに思っております。一担任の判断ではなく、校内委員会など、学校には必ずそういう組織がありますので、組織で対応すべき重要なことであると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 4問目、問います。治療について伺います。

状況によっては、専門医を受診し治療というケースも当然出てくると思われます。その際、薬を処方されるケースもございますが、どんな薬にも作用、副作用があります。今回調べたところ、あるADHDの薬の添付文書に、自殺念慮や関連行動、攻撃性、敵意の発現や悪化というような信じがたい記載がありました。これは複数の薬の添付文書で確認をいたしております。薬については、当然、医師の判断、診断や判断が基準となりますが、学齢期の子どもの治療については、親、保護者と医師に加え、学校や、さらに対象となる子どもによっては、学童など日常的に子どもと接している大人が連携して、それぞれ情報提供していくことが重要ではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、4点目のご質問にお答えをいたします。

発達障がいとは基本的に治すということとはできません。したがって、治療の目指すところは、専門の医師から診断をもらい、その子の特性に応じた環境調整や関わり方の工夫などの支援をすることが基本的な目的になります。人によっては、2次障害の軽減のために薬物療法が検討されることも一部にはありますが、それは、保護者の希望のもとでの主治医の判断となります。

次に、学校と医療機関との連携についてですが、保護者が学校を通じて医療受診を希望された場合は、学校での日常生活や学習の様子、あるいは友人関係、発達検査の結果などを医療機関に情報提供をしています。なお、学校での子どもの状況につきましては、日々学級担任から保護者さんに伝えてもおります。また、今、お話の学童につきましても、学童の加配の先生というのがおられるんですけども、その先生と担任とも結構連携は図っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 連携については、納得できる部分はあるんですけども、一部治すことができないというふうなこともおっしゃいました。

ちょっとプライベートな部分にも関わるんですけども、あえて申し上げますと、昨年に見送った家内が習字教室をしておりました。習字教室に通っておられたお子さんの中に、こういう特性のお持ちの方がおられて、私はちょっと、終わってからなかなか言うことを聞いてくれない、落ち着いて座ってられないという、そこそこストレスをためた状態とい

うのは見てたんですけど、後日、見送ってから、お参りに、お母さんがそのお子さん連れてこられたときにおっしゃっていたことが非常に印象に残っています。それは、「ここに来るようになって、薬が減りました」とおっしゃいました。「薬がなくても、落ち着いていられる時間、期間が長くなって、薬が減りました」とおっしゃいました。習字教室は週に1回、1時間だけなんですけれども、そこに来ることで、私はもう一切、何がよかったかなんとか、全然分かりませんが、事実として、お母さんからそういう言葉がありました。でするので、薬だけに頼るのではなく、先ほどおっしゃいました、その環境を整える、関わり方を工夫する、もろもろということにはなると思うんですけれども、そういうことも重要かなと。また、そうした情報を保護者さんを通じてということにはなるかもしれませんが、担当の医師の主治医の方にも、お伝えするというのも大事かと思いますが、再質問で改めて伺います。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今、議員が言われたように、関わり方の工夫とか、環境を調整するとか、そういう、どうなのか、周りの、どう言うか、本人がどうこうするんじゃないくてその周りの対応を変えることによって、本人が居心地よくなったり、生きづらさを少しでも和らげることができるという、そういう関わりが教育の場でも大事だというふうに思っております。そういう部分を教員は、いろんな方と相談しながらつくっていくことによって、発達障がいを持っている子どもたちの指導もできるというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 子どもたちが本当によりよい環境で学びができるように、今後もご留意いただきますことをお願いしておきます。

では5点目の質問に入ります。

先日、日野町の小学生が、日野町の未来を考える学習発表会を行いました。すいません、プロジェクター映していただけますでしょうか。ちょっとよくは見えないと思いますが、要するにこういう発表会を子どもたちがやったということです。これは、日野町の教育長を訪ねて詳細をお聞きしたんですけれども、同町で使用されている、国語の教科書に掲載されている、まちの未来を描こう、町の幸福論というのを題材にしつつ、基本的な考え方を学び、さらに日野町の実態や、他の自治体の先進事例を子どもたちが自ら調べ、分析し、さらにはプレゼンをするまでの取り組みであります。中学校でもさらに掘り下げた取り組

みをされているとのことですよ。

私が感心したのは教科書で学ぶことのみで終わらせることも間違いではない中で、子どもたちが自分で調べ、考え、議論し、さらには発表までしているということです。この自分で調べることに始まり発表までするという一連の流れほどよい学びはないと実感しています。本市でも様々な取り組みをされ、また工夫されていると思いますが、日野町のような本格的な自主的学びを取り入れることについてどうお考えか、お伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 5点目の自主的な学びについてお答えをします。

今、お話の日野町のような発表の取り組み、これは新しい学習指導要領が目指すところでございますので、各学校ともそういうことができる方向で一生懸命、教科の指導、頑張っておるところです。

本市でも、多くの学校で教科書の学習を自主的な学びにつなげる取り組みを行っているところでございます。また、こうした取り組みは、生きる力を育てるというためには、本当に大切であると考えています。

例えばその一例を申し上げますと、篠原小学校の6年生ですが、平和学習に合わせて、第2次世界大戦当時の人々の生活や地域の歴史を班で調べてまとめて、最後は、平和のために大切にしたいことを校内放送で班ごとに発表する、そういう取り組みを行っています。

また、中主中学校の3年生は、総合的な学習の時間を使って、このまち大好きプロジェクトという学習に取り組んでいます。校区や市役所などのまちづくりに関わる方々をゲストに招いて、その具体的な活動や努力、工夫を聞いて、中学生の観点から、よりよいまちが活気づき、まちを愛せるアイデアを各班ごとに話し合います。ここ3年、コロナ禍で中断をしているんですけども、毎年、学年発表会を持って、そこで選出されました代表が、自分たちの案を自分たちのまとめアイデアを最終市長に提案しに市役所に来るという、そういう取り組みも行っております。

ただ、日野町のように、議員さんとか他のたくさんの方々を、外部の方ですね、そういう方を学校に迎えての発表会というのは、市内の学校ともほとんどできておりませんので、そういう意味でも、この例を各学校に提案をしてみたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 東郷議員。

○9番（東郷克己君） 今、市内での取り組み、いろいろご紹介いただきました。それぞれ

すばらしいことだと思います。特に最後おっしゃいましたように、やはり他の方に発表する、アウトプットするということが非常に重要と、効果が高いというふうにも思います。日野町では議場でも発表されたりしております。ちょっとあんまり時間の余裕がないので。こうした学びと、あと学校司書についての質問も津村議員からございましたが、そうした発表するという機会、また、知的好奇心を刺激して、それを身につけるということの取り組みも重要かと思います。こうしたさらなる取り組みに向けての、教育長と、そして総合的な責任者である市長のご見解を最後お願いしています。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 私が先ですか。

○議長（荒川泰宏君） どうぞ。

○教育長（西村 健君） それでは、東郷議員の再問にお答えをいたします。

今、言われた、何も指導というか、学習を進めていくのは、教員だけではなしに、学校司書についてもそうやと思いますし、これから始めていきますコミュニティスクールで、地域の方、地域にも多様な人材、力を持った方がたくさんおられますので、そういう方々と一緒に学びを進めていくのは本当に大事だと思います。そして、最後言われたように、地域の中で発表していくということも、これからそういうことによって、さらにもう一步力をつけることになるのかなというふうに思っております。一步一步進めていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほど教育長から、自主的な学びは生きる力を育てるために大切であるとの答弁ございました。私も全く同感でございます。これが効果的に作用しますと、自己肯定感にもつながり、子どもたちの将来を支える糧となると思います。また、市にとっても将来につながる発展のかぎになると思います。教育長から本市のこれまでの取り組みの事例の紹介もありましたが、発表会などの教育委員会の今後の取り組みを市としても積極的に支援してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○9番（東郷克己君） 終わります。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による一般質問は終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明１１日から３月２３日までの１３日間は、各委員会での議案審査のため休会といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君）　ご異議なしと認めます。

よって、明１１日から３月２３日までの１３日間は、各委員会での議案審査のため休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。

来る３月２４日は午後１時から本会議を再開いたします。本日はこれにて散会いたします。（午前１１時４３分　散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和5年3月10日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 山本剛

署名議員 石川恵美